



**(一財) 長崎県教職員互助組合**  
医療補助金請求の方法別メリット・デメリット  
その他注意事項



医療補助金の請求方法別のメリット・デメリットについてご説明いたします。

# 1. 請求方法別メリット・デメリット

	A型請求	B型請求(領収証添付)	B型請求(医療費のお知らせ添付)
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 手間がかからない。(領収証不要)</li> <li>② 郵送料金を安く抑えることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 自宅で記入できる。(空き時間を利用)</li> <li>② 頭の体操</li> <li>③ 領収証の保管により、家族に記入してもらうことが可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① とても簡単な作業で請求書が作成できる。</li> <li>② 保険診療分のみ掲載されているため記入ミスが発生しにくい。</li> <li>③ 領収証添付より郵送料を安く抑えることができる。</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 医療機関によっては文書料を取られる。</li> <li>② 文書料により医療補助金給付額と合わない可能性もある。</li> <li>③ 通院歴を覚えておく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 領収証の保管・管理が面倒</li> <li>② 手間がかかる。</li> <li>③ 郵送料がA型請求に比べ高くなる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 医療費のお知らせが届くまで時間がかかる。</li> <li>② 保険者によっては年1回しか発行されない。</li> <li>③ タイミングによっては掲載されない受診分がある。</li> </ul>



A型請求のメリットは、記入の手間がかからないこと、B型請求に比べ郵送料を安く抑えることができることが挙げられます。

デメリットは、医療機関によっては文書料を徴収される場合があり、給付額より文書料が高くなる可能性もあるということです。

また、通院歴を覚えておかないと、請求漏れが発生する場合があります。

次にB型請求です。

メリットは、自宅で空き時間を利用して記入できること、計算等により頭の体操になること、領収証を保管しておくことで家族に記入を依頼することも可能であるということです。

デメリットは、領収証の保管や管理が面倒なこと、記入に手間がかかること、A型請求に比べて郵送料が高くなることが挙げられます。

最後に、B型請求の医療費のお知らせ利用時です。

メリットは、転記するだけの簡単な作業であること、保険診療分のみが掲載されているので、記入ミスが発生しにくいこと、領収証添付より郵送料を安く抑えることができることが挙げられます。

デメリットは、医療費のお知らせが届くまで一定の期間があること、保険者によっては、年1回しか発行されないこと、様々な要因によって掲載されない受診分があることが挙げられます。

## 2. その他注意事項

同一受診月の請求は1回のみ

同一月受診分は1度で請求が必要ですので、他の医療機関等と請求する受診月を合わせてください。

【Aさんの請求例】

	A内科	B外科	C薬局
4月	通院		通院
5月	通院		通院
6月		通院	通院

A内科、B外科分を7月に請求して、C薬局分を請求し忘れた。

4～6月の給付額が確定しているため、C薬局分は請求できません。

【Bさんの請求例】

	A内科	B外科	C薬局
4月		通院	通院
5月		通院	
6月	通院	通院	通院

A内科、B外科、C薬局分をまとめて7月に請求した。

【Cさんの請求例】

	A内科	B外科	C薬局
4月		通院	通院
5月	入院	通院	
6月	入院	通院	通院

A内科の入院分の支払いが遅れたため、先にB外科、C薬局分のみ請求した。

4～6月の給付額が確定しているため、後から請求しても入院分は対象外となります。

請求にあたって特に注意する点について説明します。

**同一月受診分は1度で請求が必要ですので、他の医療機関等と請求する受診月を合わせてください。**

例を使って説明します。

Aさんの請求例です。

Aさんは、4～6月分の請求をする際、A内科とB外科を7月に請求しました。

その後、C薬局分を請求していないことに気づいて、8月に請求しました。

これは、同一受診月の請求は1回限りに反していますので、あとから請求されたC薬局分は対象外となり給付を受けることができません。

次にBさんの請求例です。

Bさんは、4～6月に通院した医療機関すべてを7月にまとめて請求しましたので、同一受診月を1度で請求したため、すべて給付を受けることができました。

最後にCさんの請求例です。入院の支払いが翌月以降になった場合、注意が必要です。

Cさんは、先にB外科、C薬局分のみを請求し、支払いが遅くなった5、6月の入院分を後から請求しました。

これも、同一受診月の請求は1回限りに反していることとなりますので、あとから入院分を請求しても対象外となります。

## 2. その他注意事項

同一受診月の請求は1回のみ

医療費のお知らせを利用される場合は、掲載されていない受診分がないか別途、領収証等で確認してください。

【国民健康保険医療費のお知らせサンプル】

国民健康保険医療費のお知らせ								
医療費通知作成範囲： 令和2年5月～令和2年6月 診療分						令和2年8月12日 作成		
被保険者証記号・番号		互助・999999 ○○市						
年	月	受診者氏名	受診区分	日数	医療費総額	医療費総額の内訳		病院等名称
						国民健康保険等から支払った額	窓口での負担額	
02	05	互助 太郎	通院	2	8,780	8,148	2,834	互助外科医院
02	05	互助 太郎	畜科	2	13,630	9,541	4,089	互助畜科医院
02	05	互助 太郎	薬局	2	6,890	4,683	2,007	互助調剤薬局県庁店
02	06	互助 太郎	通院	1	5,560	3,292	1,668	互助内科
02	06	互助 太郎	薬局	1	4,880	3,418	1,464	互助の薬局
02	05	互助 花子	通院	1	34,920	24,428	10,494	互助内科

5月に通院した整骨院分が掲載されていない！！

6月に通院した外科分が掲載されていない！！

医療費のお知らせで請求後に、掲載が漏れていた同月受診の他の医療機関分を追加で再度請求した場合は対象外となります。



続いて、医療費のお知らせを利用した請求方法についての注意事項です。

医療費のお知らせには、すべての受診分が掲載されない場合がありますので、必ず領収証等で受診履歴を確認したうえで請求してください。

医療費のお知らせで請求した後に、掲載が漏れていた分を領収証で請求しても、その月が既に給付済みの場合は、対象外となります。

## 2. その他注意事項

### よくある記入等の誤り例

- ✖ 入院分の請求において、対象外経費も含めた額が記入している。
  - ➔ 保険診療分が対象で、個室代、食事療養、その他保険外経費は対象外です。
- ✖ 支払い月で記入している。
  - ➔ 支払い月ではなく、**受診月**です。
- ✖ ひと月1,670円未満の受診分も掲載している。（1,670円未満は対象外）
  - ➔ 給付額【 $(1,660円 - 1,500円) \times 60\% = 96円$ 】→ 0円（百円未満切捨）
  - ➔ 給付額【 $(1,670円 - 1,500円) \times 60\% = 102円$ 】→ 100円（百円未満切捨）

限られた人員で対応していますので、できる限り記入ミスを避けてください。

よくある記入等の誤りについてです。

1つ目は、入院分で対象外となるものを合計した金額、窓口で支払った額をそのまま記入しているケースです。

保険診療外のものは対象外ですので、入院の場合は食事療養も対象外となります。

2つ目は、受診月ではなく、支払った月で記入しているケースです。

医療補助金の基準は、受診月です。支払いが月を跨いだ場合でも診療月が基準となります。

特に、入院は退院後の支払いとなり、翌月支払いになる場合がありますので入院期間を領収証で確認してください。

3つ目は、ひと月1,670円未満となったものも記入しているケースです。

医療補助金は、1,500円を引いて6割を給付しますので、1,670円未満の場合は0円となり対象外となります。

限られた人員で、翌月末給付を実施していますので、できる限り記入ミス無くしていただきますようお願いいたします。